

年 月 日

墨田区長 山本 亨 様

住 所 _____

電話番号 _____

E-mail _____

フリガナ
申請者氏名 _____

（ 法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

(1) 創業支援機関名 東京東信用金庫 国際ファッションセンター S S N 墨田区

(2) 支援事業名 _____

(3) 受講期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

(1) 商号（屋号）

(2) 本店所在地

3 設立する会社の資本額（会社の場合）

_____万円

4 事業の業種、内容

5 事業の開始時期

_____年 _____月 _____日

6 証明書の使用用途

2～5は、認定特定創業支援等を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載して下さい。既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

証明書番号 _____ 年 月 日 発行

墨田区長 山本 亨

有効期限： _____年 _____月 _____日

裏面に支援制度を活用される場合の注意事項がございますのでご確認ください。

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社¹設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 墨田区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 墨田区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したのものとして、利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能(別途、審査を受ける必要があります)。